月額算定基礎届提出チェック用フローチャート

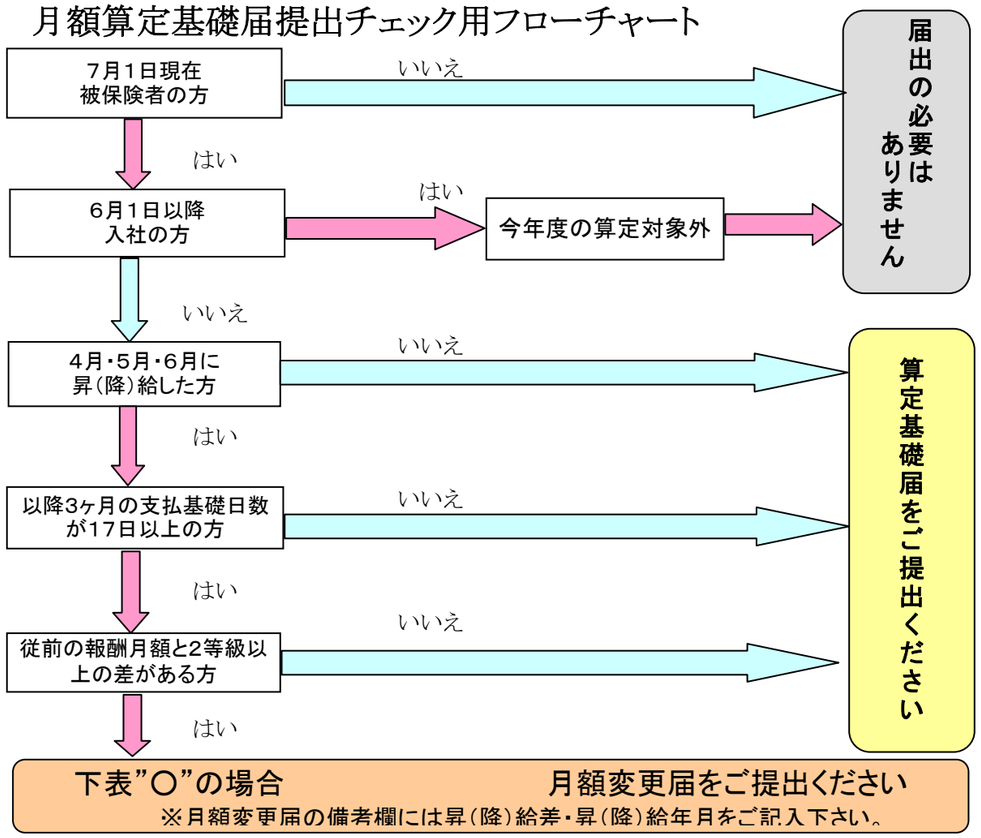

8月または9月に月額変更される方は「算定基礎届総括表」に被保険者証番号・氏名をご記入下さい。
また、昨年（平成20年）8月以降未提出の月額変更届がございましたら、併せてご提出下さい。

【参照】■ケース別固定的賃金の変動と月額変更（支払基礎日数の要件を満たしている場合）

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑
3ヶ月の報酬の平均額（2等級以上の差）		↑	↑	↓	↓	↓	↑
月額変更（随時改定）		○	○	×	○	○	×

◎賞与等が年に４回以上支給される場合

定時決定等の際、年に４回以上支給される賞与等（名称を問わず実質的な性格が同じで労働の対償として支払われるもの）は報酬となります。具体的には、毎年７月１日前１年間に４回以上支給された賞与等の合算額を12で割って１カ月分を計算し、各月の報酬に算入します。

例　年２回の賞与（６月と12月に各350,000円）のほかに、９月に期末手当100,000円、３月に決算手当100,000円を支給している場合。

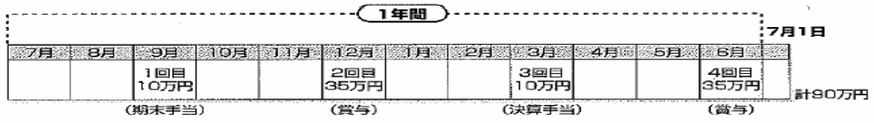

この場合、名称はことなっていても実質的な性格が同じものが７月１日を基準とした前１年間に４回以上支給されているので報酬とみなされ、次の計算を行って各月の報酬に算入します。
（350,000円＋350,000円＋100,000円＋100,000円）÷12＝75,000円
→報酬として75,000円を各月に算入

算定基礎届の記載例

例1　**一般的な例**　4月・5月・6月の報酬と平均月額を計算

基本給や諸手当、その他報酬とされる手当をすべて計上します。

	支払基礎日数	基本給	家族手当	職能手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	12,900円	291,400円
5月	31日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	11,200円	289,700円
6月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	23,700円	302,200円
						総　計	883,300円

月給者は、通常、暦月日数と同じになります。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数ヶ月分の定期代が支給されたときは平均月額を記入します。

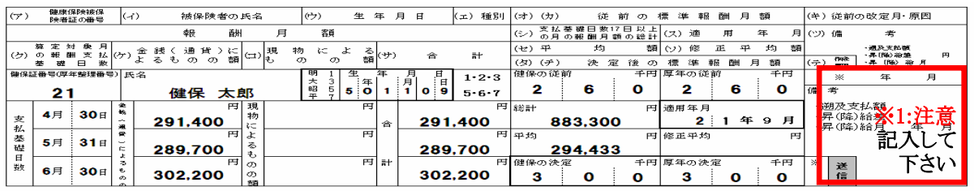

⇒報酬月額・・・・・・・・・・・・・　883，300円÷3≒294，433円
（平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入）
⇒標準報酬月額・・・・・・・　300千円

※1：注意

従前と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合

【固定的賃金の変動がない場合】

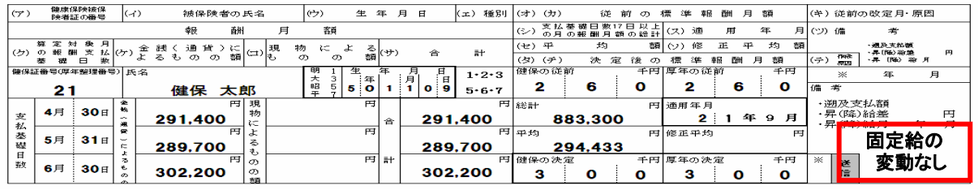

・月額変更に該当しません。非固定的賃金（残業等）のみが変動した方につきましては必ず「算定届」の備考欄に「**固定給の変動なし**」とご記入下さい。

必ずご記入下さい

【固定的賃金の変動がある場合】

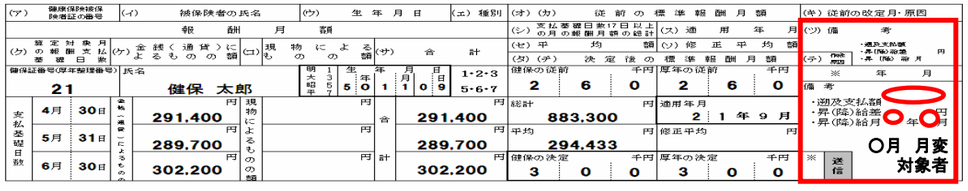

・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出下さい。
※7月月額変更該当者の算定届での代用は健保組合ではお受けできません。
・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の昇（降）給差・昇（降）給年月をご記入下さい。

例2

支払基礎日数17日未満の月があるとき

その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額の計算の対象から除くことになっています。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	308,000円	21,400円	329,400円
5月	15日	154,000円	14,500円	（対象外）
6月	30日	308,000円	19,700円	327,700円
			総　計	657,100円

欠勤日数分だけ給料が差し引かれるという場合は、事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

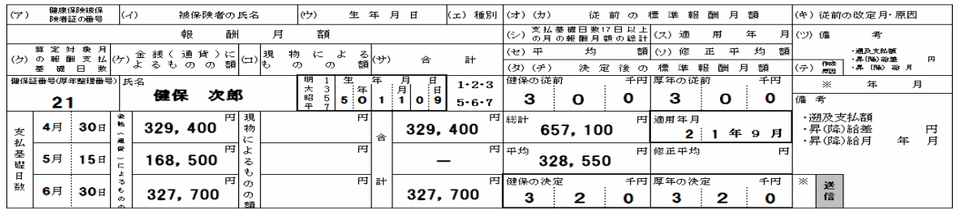

⇒報酬月額・・・・・・・・・・・・・・・657，100円（4月分＋6月分）÷2≒328，550円

（平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入）

⇒標準報酬月額・・・・・・・・・・・ 320千円

例3

昇給差額が支給されたとき

差額を差し引いて計算

	支払基礎日数	基本給・諸手当	3月分昇給差額	合計
4月	30日	247,000円	12,000円	259,000円
5月	31日	252,000円		252,000円
6月	30日	249,000円		249,000円
			総　計	760,000円

昇給が1ヶ月さかのぼって（遡及して）3月分の差額が4月に支払われたときなどは、昇給差額を差し引いた修正平均が用いられます。

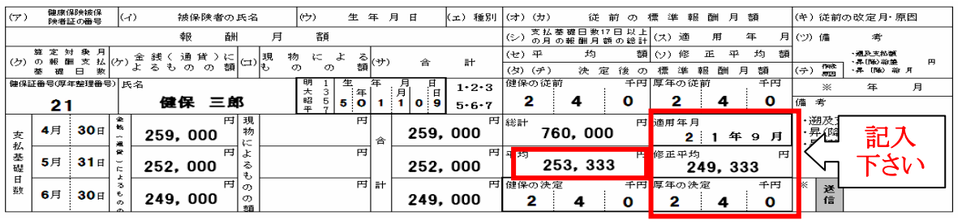

⇒単純平均・・・・・・・・・・・・・・・760，000円÷3≒253，333円（円未満は切り捨て）

⇒修正平均・・・・・・・・・・・・・・・（760，000円－差額12，000円）÷3≒249，333円

⇒標準報酬月額・・・・・・・・・・・ 240千円　（円未満は切り捨て）

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が260千円となりますが、修正平均を採用し、240千円となります。

例4

休職給が支給されたとき

休職給の月を除いて計算

3ヶ月とも17日未満や無給などの場合には**従前の標準報酬月額**で決定いたします。

（この場合でも、算定基礎届で報酬月額の内訳の届出は必要です。）

この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が280千円となりますが、修正平均を採用320千円となります。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	303,000円	13,200円	316,200円
5月	31日（休職給）	181,800円	—	181,800円
6月	30日	303,000円	14,500円	317,500円
			総　計	815,500円

（6割支給）

休職給が支給されたときは、その月分を除いた修正平均が用いられます。

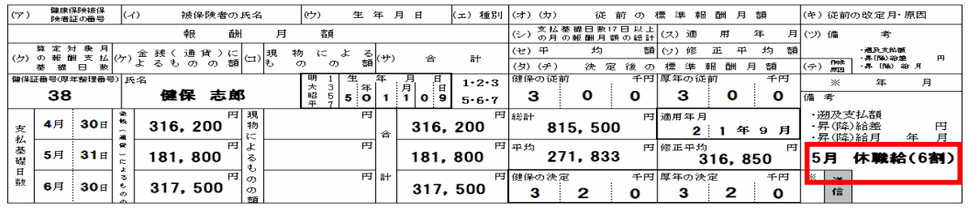

⇒単純平均・・・・・815，500円÷3≒271，833円（円未満は切捨て）

⇒修正平均・・・・・（4月分316，200円＋6月分317，500円）÷2＝316，850円

⇒標準報酬月額・・320千円

例5

現物支給があるとき

標準価額で算入して計算

労働の対償として現物で支給するものがある場合は、通貨に換算します。食事・住宅は都道府県ごとに標準価額が定められています。（別紙：「都道府県別現物給与の標準価額」）通勤定期券を現物で支給する場合は、1ヶ月当たりの額を計算して各月に算入します。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	現物支給	合計
4月	30日	280,000円	40,000円	20,600円	340,600円
5月	31日	280,000円	65,000円	20,600円	365,600円
6月	30日	280,000円	50,000円	20,600円	350,600円
				総　計	1,056,800円

現物で昼食（各月とも20日分）と通勤定期券（6ヶ月通勤定期券96，000円を購入して支給）を支給した場合

各月の昼食（標準価額230円の場合）
230円×20日＝4，600円

＋

各月の通勤定期
96，000円÷6ヶ月＝16，000円

＝

各月の現物給与
20，600円

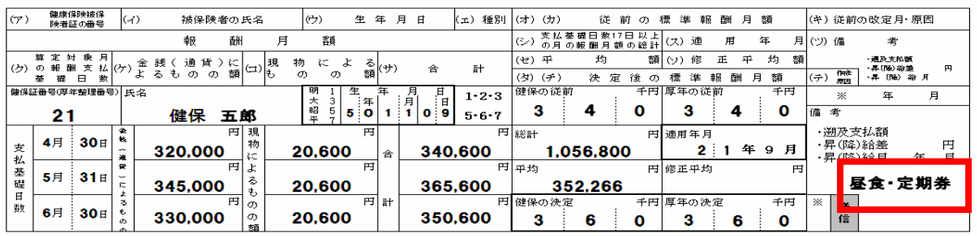

⇒報酬月額・・・・・1，056，800円÷3≒352，266円（円未満は切り捨て）

⇒標準報酬月額・・360千円

厚生労働大臣が定める現物給与の価格

（平成21年3月31日　厚生労働省告示第231号　　4月1日適用）

		食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等	実施年月日
		1人1月当たり	1人1日当たり				1人1月あたりの住宅の利益額		
		食事の額	食事の額	朝	昼	夕	（数字のみは1畳につき）		
1	北海道	15,600	520	130	180	210	1,040	時価	14.5.1
2	青森	15,000	500	130	170	200	1,090	時価	7.5.1
3	岩手	15,000	500	130	170	200	1,100	時価	11.5.1
4	宮城	18,900	630	170	210	250	1,200	時価	5.5.1
5	秋田	16,200	540	140	190	210	810	時価(注)	11.5.1
6	山形	15,900	530	150	170	210	単身者　4,700　　その他　18,900	時価	7.5.1
7	福島	18,300	610	150	210	250	1㎡につき　670	時価(注)	16.4.1
8	茨城	18,900	630	170	220	240	1,200	時価(注)	6.5.1
9	栃木	19,800	660	170	240	250	1,200	時価	8.5.1
10	群馬	19,200	640	170	220	250	寄宿又は住込　6,200　　その他　21,000	時価	6.5.1
11	埼玉	19,200	640	170	220	250	1,000	時価	17.4.1
12	千葉	19,500	650	170	230	250	1,200	時価	15.4.1
13	東京	19,800	660	170	230	260	1,360	時価	17.4.1
14	神奈川	19,500	650	170	230	250	1,210	時価	8.5.1
15	新潟	16,800	560	140	200	220	1,300	時価	16.4.1
16	富山	19,800	660	170	230	260	1,000	時価	6.5.1
17	石川	19,800	660	170	230	260	1,000	時価	6.5.1
18	福井	17,400	580	150	200	230	単身者　3,500　　その他　13,000	時価	14.5.1
19	山梨	18,300	610	160	200	250	寄宿又は住込5,700　　その他　20,200	時価	19.4.1
20	長野	17,400	580	150	200	230	寄宿又は住込5,500　　その他　12,000	時価	18.4.1
21	岐阜	17,700	590	150	200	240	1㎡につき　450	時価	9.5.1
22	静岡	18,000	600	150	210	240	870	時価	21.4.1
23	愛知	21,600	720	160	270	290	住込又は主に単身者が居住する住宅に住む者5,900　その他16,800	時価	12.5.1
24	三重	18,000	600	150	210	240	寄宿又は住込3,600　　その他　14,100	時価	16.4.1
25	滋賀	16,800	560	130	200	230	1.65㎡につき　900	時価	13.5.1
26	京都	18,600	620	150	220	250	1,250	時価	10.5.1
27	大阪	21,000	700	160	260	280	1,400	時価	15.4.1
28	兵庫	20,100	670	150	240	280	1,200	時価	14.5.1
29	奈良	18,600	620	130	240	250	1,050	時価	5.5.1
30	和歌山	17,700	590	150	210	230	900	時価	5.5.1
31	鳥取	15,600	520	130	180	210	900	時価	21.4.1
32	島根 ※	18,900	630	160	230	240	寄宿又は住込3,600　その他畳1畳につき500	時価	14.5.1
33	岡山	18,300	610	130	230	250	寄宿又は住込4,500　　その他　14,000	時価	6.5.1
34	広島	19,500	650	130	260	260	900	時価	6.5.1
35	山口	17,400	580	140	210	230	1,000	時価	16.4.1
36	徳島	17,700	590	150	210	230	900	時価	3.5.1
37	香川	18,300	610	160	210	240	910	時価	5.5.1
38	愛媛	18,600	620	150	220	250	1,000	時価	8.5.1
39	高知	18,600	620	150	220	250	畳1畳又は1.65㎡につき　1,020	時価	15.4.1
40	福岡	17,400	580	150	200	230	1,100	時価	17.4.1
41	佐賀	16,500	550	140	190	220	900	時価	15.4.1
42	長崎	18,000	600	150	200	250	寄宿又は住込3,500　　その他 12,000	時価	8.5.1
43	熊本	18,000	600	150	200	250	寄宿又は住込3,800　　その他 14,000	時価	7.5.1
44	大分	17,700	590	150	210	230	900	時価	8.5.1
45	宮崎	16,800	560	150	180	230	860	時価	17.4.1
46	鹿児島	17,400	580	150	200	230	寄宿又は住込3,200　　その他 12,200	時価	6.5.1
47	沖縄	16,200	540	140	190	210	910	時価	6.5.1

※島根県においては、1人1月当たりの朝食のみの額は4,800円、1人1月当たりの昼食のみの額は6,900円、1人1月当たりの夕食のみの額は7,200円。

（注）通勤のために必要な交通用具（事業所専用のバス又は乗用車に限る。）の使用で支払われる報酬等にあっては、秋田県においては1人1月当たり5,990円、福島県においては1人1月当たり5,760円、茨城県においては1人1月当たり5,800円。